

データ・セキュリティ NEWSLETTER

2020年4月15日 (Vol.2)

改正個人情報保護法に向けた実務対応

I. はじめに

II. 法律案の内容

森・濱田松本法律事務所

弁護士 岡田 淳

TEL. 03 5220 1821

atsushi.okada@mhm-global.com

弁護士 田中 浩之

TEL. 03 6266 8597

hiroyuki.tanaka@mhm-global.com

弁護士 大林 尚人

TEL. 03 6212 8305

naoto.obayashi@mhm-global.com

I. はじめに

2020年3月10日に「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「法律案」といいます。)が閣議決定されました¹。当該改正は、いわゆる3年ごと見直しに係る改正であり、第201回通常国会(以下「本通常国会」といいます。)²に提出されました。法律案は本通常国会において成立する見込みです。そして法律案の多くの規定は公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される見込みであり(法案附則1条)、2021年後半から2022年前半頃にかけて施行されることが予想されます。

本ニュースレターでは、法律案の内容及び企業の実務上の対応に関して、概要をご説明いたします。

II. 法律案の内容

1. 改正法案の全体像

法律案は、個人情報保護委員会が2019年12月13日付で公表した「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正の大綱」(以下「大綱」といいます。)の内容を踏襲しています。大綱の内容では不明確であった部分が法律案の公表によって一部明確になりましたが、具体的な内容や実務上採るべき運用については規則案及びガイドライン等の公表を待つ必要がある部分も多く存在します。

個人情報保護委員会が公表した法律案の概要³における項目及びその内容は下表のとおりであり、この項目に従って「II. 法律案の内容」において法律案の内容を検討い

¹ <https://www.ppc.go.jp/news/press/2019/20200310/>

² 会期の終了日は2020年6月17日まで

³ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200310_gaiyou.pdf

データ・セキュリティ NEWSLETTER

たします。

1. 個人の権利の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用停止・消去・第三者提供の停止請求の要件を緩和 ・ 保有個人データの開示方法のデジタル化 ・ 第三者提供記録の開示を義務化 ・ 6 か月以内に消去する短期保存データが「保有個人データ」に該当 ・ オプトアウト規制の強化（①届出対象事項の追加、②第三者提供を限定化）
2. 事業者の守るべき責務の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏えい等について①委員会への報告、②本人への通知の義務化 ・ 不適切な個人情報の利用の禁止
3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法に基づく公表事項の追加 ・ 企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定団体制度に基づき認定可能
4. データ利活用に関する施策の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、事業者内部での目的外利用を可能にし、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和 ・ 提供先で個人データとなる情報（「個人関連情報」）に第三者提供制限の規律を適用
5. ペナルティの在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法定刑を引き上げ、法人処罰への重科（1 億円以下の罰金）を導入 ・ 委員会は事業者の命令違反を公表できる
6. 法の域外適用と越境移転の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国事業者に対する法執行の域外適用の強化 ・ 越境移転の際に情報提供（移転先国の名称や個人情報の保護に関する制度の有無）を要求

2. 個人の権利の在り方

(1) 利用停止等及び第三者提供の停止の請求のための要件の緩和

2015 年の改正で規定された保有個人データの利用停止及び消去（以下「利用停止等」といいます。）並びに第三者提供の停止請求の要件が緩和されることとなります。

現行法上は、利用停止等・第三者提供の停止の請求ができる場合は下記に限られています。

① 利用停止等の請求ができる場合（現行法 30 条 1 項）

- ✓ 目的外利用（法 16 条）
- ✓ 偽りその他不正の手段により個人情報が取得され又は本人の同意なく要配慮個人情報が取得された場合（法 17 条）

データ・セキュリティ NEWSLETTER

② 第三者提供の停止の請求ができる場合（法 30 条 3 項）

- ✓ 保有個人データが、現行法 23 条第 1 項又は現行法 24 条の規定に違反して本人の同意なく第三者に提供されているとき

しかし、改正により、下記のとおり、請求ができる場合が拡大します。

① 利用停止等の請求ができる場合として下記の場合が追加（法 30 条 1 項）

- ✓ 不適切な利用（法案 16 条の 2）

② 利用停止等及び第三者提供の停止の請求ができる場合として下記の場合が追加（法案 30 条 5 項）

- ✓ 保有個人データを事業者が利用する必要がなくなった場合
- ✓ 個人データ漏えいにかかる報告義務が生じる場合（法案 22 条の 2）
- ✓ その他、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

プライバシーマークを取得している企業や、法令の要件を充足しなくても請求には任意に応じてきた企業では、元々、利用停止等及び第三者提供の停止に幅広く対応をしてきているため、上記の改正の影響はないと考えられます。

他方、法令の要件に従って、権利行使対応を行う企業にとっては、従前よりも対応しなければならない場面が増えるため、留意が必要です。実務上は、漏えい事故等の不祥事案の発生時は、権利行使が増える傾向が従前からあり、これに任意に応じている例もありましたが、上記のとおり、個人データ漏えいにかかる報告義務が生じる場合が権利行使できる場面として明記されたことにより、個人データ漏えい時の権利行使の請求は益々増えることが想定されます。

「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」がどこまで広がるかにより、対応義務が生じる範囲が変わってくるため、今後解釈がガイドライン等で明確化されることが期待されます。

(2) 保有個人データの開示方法のデジタル化

現行法上、本人が事業者に対して保有個人データの開示を請求した場合の開示方法は原則として書面の交付による方法とされています（現行法 28 条 2 項柱書、施行令 9 条）。電磁的記録の提供による方法とするためには開示請求を行った者の同意に基づく必要があります。

他方、法律案では保有個人データの開示方法は、本人が指示した「電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法」（法案 28 条 1 項）と定められています。このように、保有個人データの開示方法のデジタル化は、あくまで本人が書面又は電磁的記録による方法のいずれによるかを選択できるようになるというものに過ぎません。事業者の側で開示の方法を選択することができない点には留

データ・セキュリティ NEWSLETTER

意する必要があります。

現行法下においては、本人が電磁的記録の提供による方法によることを求めても、事業者側がこれを拒むことはできませんでしたが、例外要件を充足しない限り、これを拒むことができなくなります。なお、現行法の下でも、実務上、データの量が多い場合には、書面での開示は手間であるため、本人の同意を得た上で保有個人データを電磁的記録による方法により開示することも多く、既にそのような対応をしてきた企業には影響はないこととなります。

(3) 第三者提供記録の開示を義務化

本人は、事業者に対して、事業者が個人情報保護法上作成を義務付けられている下記の第三者提供記録の開示を請求することができるようになります(法案28条5項)。

- ① 個人データを第三者提供したときに事業者が作成する記録(法25条1項)
- ② 個人データの第三者提供を受けたときに事業者が作成する確認記録(法26条3項)

現行法の下、事業者は第三者提供記録を作成する義務を負っていますが、開示をする前提に立つ必要はありませんでした。しかし、第三者提供記録が開示請求の対象となることで、事業者は、第三者提供記録を開示する前提で作成しておく必要があることとなります。実務上は、第三者提供記録の作成義務は単にデータ提供に係る契約書を作成すること等により履行している例も多く、例えば、契約書の記載をもって、第三者提供記録としている場合に、具体的にどのようなフォーマットで、記録提供に応じるべきなのかといった問題が生じます。この点に関しては、ガイドライン等で明らかにされることが予想されますので、今後のガイドライン等の内容を注視する必要があります。

(4) 6か月以内に消去する短期保存データが「保有個人データ」に該当

現行法では、本人による開示請求等の対象となる「保有個人データ」の定義上、6か月以内に消去される短期保存データは「保有個人データ」から除外されていました(現行法2条7項、施行令5条)。

法律案では、「保有個人データ」の定義が変更され、上記短期保存データの除外が廃止されることとなります。その結果、これまでは「保有個人データ」に該当しなかった6か月以内に消去される短期保存データも「保有個人データ」に該当することとなり、現行法の下で6か月以内に消去することにより、権利行使の対象外であるとの整理をしていた事業者は、留意が必要です。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

(5) オプトアウト規制の強化

a. オプトアウトに関する届出事項の追加

法律案において、下表のとおり、オプトアウトによる個人データの第三者提供をする場合の届出事項が追加されました（法案 23 条 2 項各号）。

追加されたオプトアウトに関する届出事項
- 第三者提供を行う事業者の氏名又は名称（第 1 号）
- 第三者提供を行う事業者の住所（第 1 号）
- 法人である事業者の代表者の氏名（第 1 号）
- 第三者提供される個人データの取得方法（第 4 号）
- その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項（第 8 号）

b. オプトアウトできない個人データの範囲の拡大

現行法の下、オプトアウトにより第三者提供し得る個人データから要配慮個人情報除外されておりました（現行法 23 条 2 項括弧書き）。法律案施行後は、オプトアウトにより第三者提供し得る個人データの範囲が限定され、下記 3 つの個人データはオプトアウトにより第三者提供をすることができません（法案 23 条 2 項但書）。

- ① 要配慮個人情報
- ② 不正な手段により取得された個人情報（法 17 条 1 項）
- ③ 他の事業者がオプトアウトの規定に基づき取得した個人データ

3. 事業者の守るべき責務の在り方

(1) 漏えい等に関する委員会等への報告及び本人への通知義務

a. 委員会等への報告義務

現行法の下、個人データ漏えいの場合における事業者の委員会に対する報告義務は努力義務にとどまります（平成 29 年個人情報保護委員会告示 1 号）。法律案では、事業者は「その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたとき」は、個人情報保護委員会への報告が法的に義務付けられます（法案 22 条の 2 第 1 項）。

告示上には、下記のとおり、報告を要しない例外も定められていますが、現行法上は努力義務に過ぎないこともあり、例外は限定的です。

- ① 実質的に個人データ又は加工方法等情報が外部に漏えいしていないと判断される場合

データ・セキュリティ NEWSLETTER

② FAX 若しくはメールの誤送信、又は荷物の誤配等のうち軽微な場合

報告義務が法律上の義務となるため、報告義務が課せられない例外がより広範に規則で明確化されることが期待されます。

なお、報告の期間制限については、一律に日数を規定するのは困難であるとして、大綱においても明確な時間的制限を設けずに「速やかに」報告するという表現にとどまった経緯があります。他方で、大綱においては、運用上、速報とは別に、「一定の期限」までに「確報」として報告を求めることとするとの記載もあったため、この点はガイドライン等で明確化されることが期待されます。

b. 本人への通知義務

現行法上は、上記の告示で、影響を受ける可能性のある本人への連絡等は、漏えい等事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことが望ましいとされています。

法律案においては、委員会等の報告義務が課せられるときは、事業者は、本人に対して、原則として当該事態が生じた旨を通知する義務を負うものとされています（法案 22 条の 2 第 2 項）。

例外的に本人に対して通知義務が生じないのは、①本人に対する通知が困難であり、②本人の権利利益を保護するために必要な措置を採るときです。

(2) 不適切な個人情報の利用の禁止

法律案において、事業者は違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならないという規制が新たに課せられます（法案 16 条の 2）。

現行法上は、法 17 条により、個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとされ、取得段階での不正に着目した規制はありませんが、利用についての条文はありません。

現行法上も、不適切な個人情報の利用があった場合には、例えば、安全管理措置義務（法 20 条）違反に問われる可能性があります。今回、利用行為に着目した明文が入ることにより、より直裁的な法令違反を問われやすくなると考えられます。

実際にどのような利用方法が不適正な利用として当該規制の対象となるかはいまだ不明確であり、ガイドライン等により明確化されることが期待されます。

4. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

(1) 保有個人データ及び共同利用に関する公表事項が追加

法律案において、下表のとおり、事業者が公表義務を負う(i)保有個人データに関する

データ・セキュリティ NEWSLETTER

る公表事項及び(ii)共同利用における公表事項が追加されました。

追加された保有個人データに関する公表事項	追加された共同利用における公表事項
<ul style="list-style-type: none"> - 事業者の住所（法案 27 条 1 項 1 号） - 事業者である法人の代表者の氏名（法案 27 条 1 項 1 号） - 個人データの第三者提供時の記録の開示手続（法案 28 条 5 項） - 利用停止等の手続（法案 30 条 5 項） 	<ul style="list-style-type: none"> - 管理責任者の住所（法案 23 条 5 項） - 管理責任者である法人の代表者の氏名（法案 27 条 1 項 1 号）

なお、大綱においては、「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加することとする。」（20 頁）とされていますので、政令により、これらの項目も、保有個人データに関する公表事項に加えられることが予想されます。特に、「個人情報の処理の方法等」については、例えば、プロファイリング等を行う場合にどこまで説明すれば良いのかについてルールの明確化が期待されます。

当該改正により、事業者は、プライバシーポリシーの改訂が必要になると想定されます。

（2）部門のみを対象とする認定個人情報保護団体

現行法の下、事業者等の個人情報等の適切な取り扱いを確保することを目的として、苦情の処理や情報の提供等を行おうとする法人又は団体は個人情報保護委員会の認定を受けることができます（現行法 47 条）。この認定の対象は、対象事業者の全ての分野（部門）です。しかし、法律案により、対象事業者の特定分野（部門）のみを対象とすることが認められました（法案 47 条 2 項）。

5. データ利活用に関する施策の在り方

（1）仮名加工情報

a. 仮名加工情報の概念

新たに、仮名加工情報という概念が導入されます。

仮名加工情報は、以下のとおり定義されています（法案 2 条 9 項）。

「次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

① 第 1 項 1 号に該当する個人情報

データ・セキュリティ NEWSLETTER

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む

② 第1項2号に該当する個人情報（個人識別符合が含まれるもの）

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。」

匿名加工情報（法2条9項）との違いは、匿名加工情報は、「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件が課されているのに対して、仮名加工情報ではかかる要件は課されないことであり、復元可能性があっても、仮名加工情報になり得ます。

したがって、元データである個人情報を事業者が保持し続けている限りにおいて、仮名加工情報は、元データとの容易照合性が認められ、個人情報であり続けることとなりますが、仮名加工をしていることを根拠に、下記 b.のとおり、一部の義務が緩和されることになり、規制緩和となります。

条文上は、このような個人情報である仮名加工情報のほかに、個人情報でない仮名加工情報も存在することが前提となっています（法案35条の3第1項）。個人情報でない仮名加工情報は、例えば、事業者が、仮名加工情報作成後に、元データを削除したような場合に生まれます。また、下記 b.及び c.のとおり、仮名加工情報は第三者提供が禁止されていますが、仮名加工情報を委託先に提供することは許容されており、このように委託先に仮名加工情報が提供された場合、委託先にとっては、個人情報ではない仮名加工情報になるというような場合も考えられます。仮名加工情報ではない個人情報については、本来、個人情報でない以上、規制を受けないはずである情報について規制が課されることになり、規制強化であると評価できます。

仮名加工情報に関する義務を定めた、法案35条の2及び法案35条の3では、データベース等を構成する仮名加工情報に限って規制を定めているため、いわゆる散在情報である仮名加工情報については、義務はかかりません。

b. 個人情報である仮名加工情報についての規制（法案35条の2）

個人情報である仮名加工情報は、個人情報として元々定めていた利用目的の範囲外でも利用することができます。条文上、仮名加工情報自体についての利用目的の公表とその目的の範囲内での取扱いが必要となりますが、法15条2項の目的変更に関する規制は適用がないため、仮名加工情報の利用目的を変更する場合には、変更後の仮名加工情報の利用目的を公表して、その変更後の目的の範囲内で利用すれば、本人の同意を得ることなく、利用が可能となります（法案35条の2の3項、4項、9項参照）。例えば、利用目的を非常に狭く定めてしまっていた個人情報を、事業者内部で、当該目的外でも利活用したいような場合にこの制度を使うことが想定されます。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

個人情報である仮名加工情報については、法令に基づく場合を除き、第三者提供は禁止されています。これは、仮名加工情報は、あくまで、事業者内部での利活用を前提に規制を緩めているためです。なお、法 23 条 5 項で「第三者」に当たらない者（委託先等）への提供は規制されていません（法案 35 条の 2 第 6 項）。

個人情報である仮名加工情報については、保有個人データについての本人の権利行使や個人データの漏えい等の報告等の対象外となっており、この点において規制が緩和されています（法案 35 条の 2 第 9 項で、法案 22 条の 2 及び法案 27 条から法案 34 条までの規定の適用が除外されています）。

個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならないとされています（法案 35 条の 2 第 1 項）。また、個人情報取扱事業者は、仮名加工情報を作成したときは、「削除情報等」（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法案 35 条の 2 第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報）の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならないとされています（法案 35 条の 2 第 2 項）。

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならないとされています（法案 35 条の 2 第 7 項）。

個人情報である仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって個人情報保護委員会規則で定めるもの）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならないものとされています（法案 35 条の 2 第 8 項）。

仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならないとされています（法案 35 条の 2 第 5 項）。

c. 個人情報ではない仮名加工情報についての規制（法案 35 条の 3）

上記 a. のとおり、個人情報ではない仮名加工情報については、個人情報ではないにもかかわらず、規制が及ぶこととなります。ただし、匿名加工情報に関する規制についての解釈と同様、仮名加工情報を作成する意図が事業者にないような場合には、仮名加工情報に関する規制が及ぶものではないということであれば、事業者の意思にかかわらず、非個人情報にこれらの規制が及ぶことにはならないと解されますので、今後の解釈の明確化が望まれます。

個人情報でない仮名加工情報についても、法令に基づく場合を除き、第三者提供

データ・セキュリティ NEWSLETTER

は禁止されています。なお、法 23 条 5 項で「第三者」にあたらぬ者（委託先等）への提供は規制されていません（法案 35 条の 3 第 1 項及び 2 項）。

また、個人情報でない仮名加工情報についても、下記の各条項が準用されます。

- ✓ 安全管理措置（法 20 条）
- ✓ 従業者の監督（法 21 条）
- ✓ 委託先の監督（法 22 条）
- ✓ 個人情報取扱事業者による苦情の処理（法 35 条）
- ✓ 法案 35 条の 2 第 7 項の照会禁止規制
- ✓ 法案 35 条の 2 第 8 項の電話、郵便、送信、訪問目的での利用禁止規制

（2）提供先で個人データとなる情報（個人関連情報）の規制

現行法上、個人データの第三者提供規制については、提供先ではなく、提供元で個人データであるかどうかにより、判断する提供元基準説が採用されています。

しかし、大綱では、提供元基準説のみに依拠することの不都合が以下の事例の紹介と共に指摘されて、提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用するものとされていました。

「ここ数年、インターネット上のユーザーデータの収集・蓄積・統合・分析を行う、『DMP（Data Management Platform）』と呼ばれるプラットフォームが普及しつつある。この中で、クッキー等の識別子に紐づく個人情報ではないユーザーデータを、提供先において他の情報と照合することにより個人情報とされることをあらかじめ知りながら、他の事業者提供する事業形態が出現している。ユーザーデータを大量に集積し、それを瞬時に突合して個人データとする技術が発展・普及したことにより、提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという、法 23 条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。」

本条は、大綱の上記の点を条文化したものとと言えますが、条文化にあたり、「個人関連情報」という概念が導入されました。「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいいます（法案 26 条の 2 第 1 項）。

この個人関連情報のデータベースを取り扱う事業者は、第三者が個人データとして個人関連情報を取得することが想定されるときは、事前に下記事項を確認する義務を負うこととなります（法案 26 条の 2 第 1 項各号）。

- ① 本人の同意を得られていること（第 1 号）
- ② 外国にある第三者への提供にあつては、本人の同意を得ようとする場合において、事前に当該外国における個人情報の保護に関する制度など本人に参考とな

データ・セキュリティ NEWSLETTER

るべき情報が当該本人に提供されていること（第2号）

本条については、クッキー規制として紹介されることもあります。上記「個人関連情報」の定義から明らかなようにクッキー等の端末識別子のみを対象としたものではなく、提供先において個人データとなり得る個人関連情報であれば広く当該規制の対象となります。

事業者が上記義務を負う「第三者が個人データとして個人関連情報を取得することが想定される時」の要件は、上記大綱の「提供先において個人データになることが明らか」との文言よりも、形式的には広く読めるようにも見えますが、大綱で規制しようとした点よりも厳格な規制を導入する趣旨ではないものと思われ、この点が、今後明確化されることが期待されます。いずれにしても、「第三者が個人データとして個人関連情報を取得することが想定される時」の要件は、抽象的で不明確であり、ガイドライン等により明確化されると思われ。

そして、上記義務の履行として事業者が行う確認の方法は不明ですが、その方法として、事業者は、個人関連情報を個人データとして取得することが想定される提供先に対して、上記①及び②が実施されていることにつき、データ提供契約等に基づく表明保証の対象とする方法や誓約書の提出を求める方法が考えられます。

また法律案の法案26条の2第1項では、法23条5項とは異なり、委託先も上記規制の対象から除外されていません。そのため、もし委託先が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるような場合であれば、上記規制の対象になると考えられます。

6. ペナルティの在り方

(1) 法定刑引き上げと法人処罰への重科を導入

現行法で定められる個人情報保護委員会による命令に違反した行為者に対する法定刑は最大で6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金です（現行法84条）。法律案では、法定刑は1年以下の懲役または100万円以下の罰金とされるなど行為者に対する罰則の法定刑が引き上げられました（法案83条）。もっとも、課徴金の導入は今回見送られたため、実務への影響は限定的です。

また法人重科規定が導入されるため、個人情報保護委員会による命令に違反した場合の法人に対する罰金の最高額は1億円となります（法案87条1項1号）。

(2) 命令違反に関する公表

個人情報保護委員会により命令を受けた事業者が当該命令に違反したときは、個人情報保護委員会は命令違反の事実を公表することができるという規定が新設されず（法案42条4項）。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

7. 法の域外適用と越境移転の在り方

(1) 外国事業者に対する法執行の域外適用の強化

現行法の下、外国事業者のうち日本居住者等に対して物品や役務の提供を行い、これに関連してその者を本人とする個人情報を取得した外国事業者に対して適用される個人情報保護法の規制は、現行法 75 条に列挙されている条文にかかる規制のみとなっています。

法律案では、上記外国事業者に対して適用される個人情報保護法の条文は限定されていません。そのため、上記外国事業者に対しても個人情報保護法の全ての規制が適用されることとなります（法案 75 条）。

現行法上、罰則による強制力を伴う、報告徴収及び立入検査並びに命令に関する規定は外国の事業者には適用されないため、個人情報保護委員会が、域外適用の対象となる外国の事業者に行使できる権限は、指導及び助言並びに勧告のような強制力を伴わない権限にとどまっていたが、上記法律案により、個人情報保護委員会は、外国の事業者にも、罰則による強制力を伴う、報告徴収及び立入検査並びに命令を行うことができるようになります。

(2) 外国にある第三者への個人データの移転規制の強化

a. 同意を根拠とする場合

法律案により事業者が本人の同意を根拠に外国にある第三者へ個人データを移転する場合、事業者は事前に下記①及び②の情報その他本人に参考となるべき情報を本人に対して提供する義務を負います（法案 24 条 2 項）。

下記①及び②以外にどのような情報を提供する必要があるかは不明であり、またどの程度詳細な情報を提供すれば当該義務を履行したことになるかも法律案からは不明ですが、従前、同意を根拠に個人データを外国にある第三者に提供してきた事業者にとっては、負担が増えることとなります。

- ① 移転先国における個人情報の保護に関する制度
- ② 移転先事業者における個人情報の保護のための措置

b. 相当措置を講じたことを根拠とする場合

法律案により、移転先の外国にある第三者が、個人データの取扱いについて個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備していることを根拠に、外国にある第三者に個人データを移転した場合、事業者は下記①及び②の対応をする義務を負います（法案 24 条 3 項）。

データ・セキュリティ NEWSLETTER

- ① 移転先事業者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講じること
- ② 本人の求めに応じて、当該必要な措置に関する情報を本人に提供すること

NEWS

- **The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan にて高い評価を得ました**
Best Lawyers®（ベスト・ロイヤー）による、The 11th Edition of The Best Lawyers™ in Japan に当事務所の弁護士 120 名が選ばれ、6 名の弁護士が「Lawyers of the Year」に選ばれました。なお、Privacy and Data Security Law の分野では、北山 昇弁護士が受賞しました。
- **新型コロナウイルス感染症への対応について（4月10日更新）**
新型コロナウイルス感染症拡大に伴う東京等における緊急事態宣言を受け、当事務所では下記の対応を実施いたします。

■ 在宅勤務について

当事務所では、4月9日より東京・大阪・福岡オフィスにおいて、4月13日より名古屋オフィスにおいて、それぞれ原則として在宅勤務態勢となります。また、海外オフィス（4月10日時点で、北京・上海・シンガポール・ホーチミン）においても、原則として在宅勤務態勢をとっています。なお、その他のオフィスにおいても、出勤者を減らすなどの対応をとっており、今後、状況に応じて在宅勤務となる可能性があります。

国内外すべての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX等につきましては迅速に確認できない場合がございます。予めご了承いただき、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■ 当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期い

データ・セキュリティ NEWSLETTER

たします。但し、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止もしくは延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトはその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

■ 非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施へと移行いたします。

■ 代表電話へのお問い合わせについて

在宅勤務への移行に伴い、代表電話へのお問い合わせを受けられない状態となります。皆さまにはご不便をおかけいたしますが、当事務所ウェブサイトのお問い合わせフォームからご連絡くださいますようお願い申し上げます。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(セミナーに関するお問合せ先)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

E-mail: mhm_seminar@mhm-global.com

➤ **新型コロナウイルス対応 参考リンク集 (4月14日更新)**

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、当事務所では新型コロナウイルス対応に関するニュースレターや寄稿、官公庁等の最新公開情報のリンクを当事務所 HP にまとめております。詳細は[こちら](#)、英語版は[こちら](#)をご参照ください。

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com